東彼杵町公式ロゴマークの利用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別記「東彼杵町公式ロゴマーク」(以下「公式ロゴマーク」という。)の利用に関し、 必要な事項を定めるものとする。

(マークに関する権利)

第2条 公式ロゴマークに関する一切の権利は、東彼杵町(以下「町」という。)に属する。

(利用申請)

- 第3条 公式ロゴマークを利用しようとする者は、原則あらかじめ東彼杵町長(以下「町長」という。)の 許諾を受けなければならない。
- 2 前項の許諾を受けようとする者は、利用申請書(様式第1号)に次の書類を添えて、町長に提出しなければならない。
 - (1)会社概要等、申請者の事業内容がわかる資料
 - (2)公式ロゴマークの利用状況がわかる完成見本等
 - (3)その他町長が必要と認める書類

(利用許諾)

- 第4条 町長は、前条の利用申請があった場合は、その内容を審査し、当該利用が町のPRに寄与すると認めるときは、利用の許諾(以下「利用許諾」という。)をすることができる。ただし、町長が特に必要と認める場合には、公式ロゴマークの利用方法その他について、条件を付することができる。
- 2 町長は、利用許諾を行ったときは、利用許諾書(様式第2号)を申請者へ送付する。

(利用許諾の制限)

- 第5条 公式ロゴマークの利用が次の各号のいずれかに該当する場合は、町長は許諾しないものとする。
 - (1)法令及び公序良俗に反するものと認められる場合
 - (2)町の信用又は品位を害するものと認められる場合
 - (3)第三者の利益を害するものと認められる場合
 - (4)特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
 - (5)公式ロゴマークのイメージを損なう恐れがあると認められる場合
 - (6)公式ロゴマークの著しい変形その他利用が適当でないと認められる場合
 - (7)その他町長が別に定める要件に該当しない場合

(利用料)

第6条 公式ロゴマークの利用料については、無料とする。

(利用上の遵守事項)

- 第7条 第4条の規定による利用許諾を受けた者(以下「利用者」という。)は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1)許諾された利用内容のみに利用をすること。
 - (2) 当該利用に係る物件の完成品を完成後速やかに提出すること。ただし、提出が困難なものについては、写真等を提出すること。
 - (3)第4条の許諾を受けた権利を譲渡又は転貸しないこと。
 - (4)公式ロゴマークを用いた商品等の利用、宣伝又は広告に際して、許諾番号を、その商品、包装、 広告等に必ず明示すること。

(許諾内容の変更等)

- 第8条 利用者が利用許諾の内容について変更しようとする場合は、あらかじめ変更申請書(様式 第3号)を町長に提出し、町長の許諾を受けなければならない。
- 2 町長は、前項に規定する変更申請書を受理した場合には、その内容を審査のうえ、適当と認めるときは、これを許諾し、変更許諾書(様式第4号)を交付する。

(許諾の取消し等)

第9条 町長は、次の各号のいずれかに該当する場合は利用許諾を取り消し、利用者に対し、利用 物件等の回収等の措置を請求することができる。利用者は、利用許諾が取り消された場合、許諾取 消の日から使用することはできないものとする。

- (1)利用者がこの規程に違反した場合
- (2)利用者が第4条の利用許諾に復した条件に違反した場合
- (3)申請書の内容に虚偽のあることが判明した場合
- (4)第5条各号のいずれかに該当するに至った場合
- (5)その他公式ロゴマークの利用継続が不適当であると認められた

(利用の非独占性等)

第10条 この規程による利用許諾は、利用者が自己の商標や意匠とするなど、独占してロゴ等を利用する権利を付与し、かつ、商品、利用者等について町の推奨を行うものではない。

(経費等の負担)

第11条 町は、この規程による利用許諾の申請に要した費用及び利用の実施に係る経費又は役務 を負担しない。

(損失補償等の責任)

第12条 町は、公式ロゴマークの利用を許諾したことに起因する損失補償等について、一切の責任 を負わない。

- 2 利用者は、公式ロゴマークを利用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、町に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。
- 3 利用者は、公式ロゴマークの利用に際して故意または過失により町に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を町に賠償しなければならない。

(情報の公開)

第13条 町長は、公式ロゴマークの利用許諾の状況等について、広く利用促進を図る観点から、公式ロゴマークの利用許諾の状況等について情報を公開することができる。

(事務)

第14条 この規程に関する事務は、東彼杵町総務課が行う。

(その他)

第15条 この規程に定めるもものほか、公式ロゴマークの利用に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この規程は、令和6年1月4日から適用する。

【別記】

○公式ロゴマーク

